

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「復権令の公布について」

計 3 枚（本紙を除く）

Vol.746

令和元年10月25日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内 線 3919）
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡
令和元年 10 月 25 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

復権令の公布について

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新天皇の即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 9 条の規定に基づく復権令（令和元年政令第一三一号。以下「令」という。）が、令和元年 10 月 22 日付で公布され、同日から施行されたところです。

令の本文、趣旨、内容及び施行に伴う留意点は下記のとおりですので、内容について十分御了知いただくとともに、その円滑な施行に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

記

第 1 政令本文

「一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。」

第 2 令の趣旨

即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行うものである。

第3 令の内容

(1) 令の対象者

本政令の対象となる者は

- ① 1個又は2個以上の裁判により罰金に処せられたこと
 - ② 処せられた罰金刑の全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過したこと
 - ③ 他に禁錮以上の刑に処せられていないこと
- の要件を全て満たす者である。

(2) 令の効果

基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。

(3) 施行期日

公布の日から施行するものとする。

第4 令の施行に伴う留意点

令の趣旨及び内容は、第2及び第3のとおりであるが、下記留意点をご参照いただきたい。

- 1 基準日以前の、罰金に基づく処分は、恩赦法第11条に基づき、効力に影響はないこと。

恩赦法（抄）

第11条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によって変更されることはない。

- 2 「資格」とは、免許のみならず、許可、認可、認定、指定等も含まれること。
- 3 行政処分により、喪失又は停止している「資格」も含まれること。また、基準日時点において、申請を受けていながら許可等の処分をまだしていないものや過去の罰金を理由に免許取消処分等の行政処分をしていないものも対象であること。
- 4 「法令」とは、省令・告示などの大臣命令に基づくものも対象であること。

5 「罰金に処せられた者」とは、自然人のみならず法人も対象であること。

第5 ご参考

令和元年10月18日付で、法務省ホームページに令の案文等が掲載されておりますので、詳細についてはこちらをご確認頂きますようお願い申し上げます。

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00006.html

【照会先】

厚生労働省老健局

総務課企画法令係 加藤

Tel:03-5253-1111（内線：3919）